㊞

高松第一高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１９日

高松市教育委員会教育長　小　柳　和　代

高松市教育委員会規則第５号

高松第一高等学校学則の一部を改正する規則

高松第一高等学校学則（昭和５３年高松市教育委員会規則第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（休業日等） 第５条　略 （１）・（２）　略 （３）　香川県民の日条例（令和８年香川県条例第１号）に規定する香川県民の日 （４）～（９）　略 ２～４　略	（休業日等） 第５条　休業日は、次のとおりとする。 （１）・（２）　略 ［新設］ （３）～（８）　略 ２～４　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。